

平成27年鞍手町議会第6回定例会会議録（第1号）						
平成27年 12月2日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
平成27年12月2日 午後1時00分						星正彦
閉会開議						議長
平成27年12月2日 午後1時18分						星正彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	出席 13人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 0人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星正彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	10	久保田正之		11	岡崎邦博	

職 務 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 平成27年第6回鞍手町議会定例会議事日程

12月2日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第102号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第4 議案第103号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第104号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第105号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第106号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第107号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成27年12月2日（第1回）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成27年第6回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

平成35年度以降の可燃ごみの処理のあり方及びごみの直接搬入の受け入れについて、行政報告いたします。

平成35年度以降の可燃ごみの処理のあり方については、平成14年度よりスタートしましたごみ固形燃料化、いわゆるRDF方式につきましては、平成34年度までの延長が決定しています。

じん芥組合として、平成35年度以降の可燃物の処理方法について速やかに方針を決定し、具体的な検討に入っていく必要があることから、次の3案について調査検討を行ってまいりました。

- ① ごみ燃料化（RDF）の継続。
- ② ごみ処理の外部委託。
- ③ ごみ処理施設の新設。

その結果、平成35年度以降の可燃物の処理方針を、次のとおりとすることにいたしました。

外部処理委託若しくは処理施設の新設を直ちに選択した場合には、発電事業の終了に合わせる平成35年度からの稼働開始を目指して、早急に施設の建設場所、規模、処理区域及び財政計画を速やかに具体化していく必要があります。

しかし、その反面、既存のRDF処理施設の有効活用及び長寿命化を図ることなどによる組合市町の財政的負担の軽減を目指す積極的な取り組みも必要だと考えます。

よって、平成35年度以降の処理方針は、既存のRDF処理施設をできる限り継続させることを優先し、並行して②ごみ処理の外部委託若しくは、③ごみ処理施設の新設等を検討していくことといたしました。

続きまして、ごみの直接搬入の受け入れについて、先の一般質問でもありました地域住民の直接搬入の受け入れについて、組合市町で協議した結果、組合市町に事前に申し込まれた方で、指定袋又は証紙の貼付けでの搬入を前提に、組合市町の準備が整い次第、試行的に毎月2回（第2、4土曜日）直接搬入を開始することといたしました。

なお、地域住民の皆さまにとっては、日常的に直接搬入の受け入れが行われることが理想でありましようが、日常的に受け入れを行うとすれば、その受入体制を整備する必要があり、費用と効果の検証等が必要となってきますので、今回、試行的に開始し、具体的な需要度や費用の試算等の検証を行っていくことにいたしました。

続きまして、連携中枢都市圏形成について行政報告いたします。

国は、人口減少・少子高齢化において一定圏域における活力ある社会経済を維持するために、経済をけん引していく核となる都市とその近隣自治体による広域連携の取り組みを推進する新たな仕組みとして「連携中枢都市圏構想」を推進しております。

平成26年11月に地方自治法の一部が改正され、地方自治法に基づく地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約制度」の導入により、今後一定圏域での広域連携による経済成長・地域全体の振興・行政サービスの効率化を図っていくものであります。

連携中枢都市圏構想には、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3つの取り組みが求められており、連携中枢都市宣言を行った中心都市と近隣自治体とで「連携協約」を締結することで、政策面での基本方針や役割を踏まえたうえでの事務の共同処理が可能となります。

連携協約は、連携中枢都市が連携中枢都市宣言を行った後、連携中枢都市と構成近隣自治体とが1対1でそれぞれの議会の議決を経て連携協約の締結を行うものであります。

連携協約締結後は、連携中枢都市圏ビジョンを策定する「連携中枢都市」と「連携市町村」の各役割・取り組みに応じて連携中枢都市には普通交付税が、構成近隣自治体には特別交付税が財政措置されることとなっています。

本町におきましては、北九州市を中心都市とし、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、香春町、荻田町、みやこ町、上毛町、築上町の6市11町の17団体で、この連携中枢都市圏形成を目指すこととして10月5日に開催されました北九州都市圏域トップ会議に参加しております。

今後は、北九州市と具体的な連携事業について協議を行ない、来年3月末までの連携協約締結に向けて協議を進めていきたいと考えております。

以上が、連携中枢都市圏形成についての行政報告です。

#### ○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております工事請負契約状況報告書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました請願1件は、お手元に配布しています請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において10番議員 久保田正之君及び11番議員 岡崎邦博君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月15日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月15日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第102号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第102号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第102号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

鞍手町教育委員会委員であります堀角泰正氏の任期が、本年12月14日をもって満了することに伴い、同氏を再度任命するため議会の同意を求めるものであります。

なお、別紙で略歴書を添付いたしておりますのでご参照下さい。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第102号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第102号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第102号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第102号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第102号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に堀角泰正氏の任命に同意することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第102号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時11分

再開 13時12分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程第4 議案第103号から日程第6 議案第105号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 議案第103号から日程第6 議案第105号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第103号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、鞍手町の附属機関に「くらて病院整備基本構想検討委員会」を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第5 議案第104号は、議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴い、年金による補償及び休業補償について同一の事由により、他の法令による社会保障給付が支給される場合の調整に変更が生じることとなったため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第6 議案第105号は、鞍手町税条例等の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、平成27年地方税法等の一部を改正する法律において、地方税の猶予制度については、地方分権推進の観点から地域の実情に応じ、一定の事項を条例で定めるとされたことに伴い、徴収や換価の猶予についての規定を整備すること、また地方税法施行規則等の一部を改正され、地方税当局へ提出する申告書等の様式に、個人又は法人番号を記載する欄等の追加などが定められたため、本条例の一部を改正するものであります。

以上が日程第4 議案第103号から日程第6 議案第105号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第106号及び日程第8 議案第107号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第7 議案第106号及び日程第8 議案第107号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第106号は、平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算は、歳出では地方独立行政法人くらて病院の運営費負担金後期分1億4,692万6千円や、障がい者自立支援事業の利用者等の増加に伴う扶助費1,950万5千円などの追加を行う一方で、無投票となった町議会議員選挙費410万7千円や農業委員会委員選挙費126万5千円などの減額を行うものです。

歳入では、歳出側の事業費の補正に伴い国庫支出金及び県支出金などの追加または減額を行うとともに、今回の補正で不足する財源1億1,049万7千円は、財政調整基金から繰り入れることにより予算を調製しております。

これにより、歳入歳出それぞれ1億7,325万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ72億8,117万2千円といたしました。

次に、日程第8 議案第107号は、平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、歳出では、くらて病院の医療機器整備事業費の確定と平成26年度分長期債の借入利率の確定に伴い、貸付金3,760万円と長期債償還利子49万5千円を減額するものです。

また、歳入では、歳出の減額に伴い、くらて病院からの公債費負担金49万5千円と町債のうち病院事業債と過疎対策事業債それぞれ1,880万円ずつを減額するものです。

これにより、歳入歳出それぞれ3,809万5千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億8,682万1千円といたしました。

以上が日程第7 議案第106号及び日程第8 議案第107号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

#### ○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日3日から6日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって明日3日から6日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時18分